

滋賀県が発注する令和7年度滋賀県公用車等の損害保険加入契約に係る
競争入札参加者の資格審査等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項、第167条の5の2および第167条の11第2項の規定に基づき、滋賀県が発注する令和7年度における公用車等の損害保険加入契約に係る一般競争入札および指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格等について必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に参加することができない者)

第2条 競争入札に参加することができない者は、次に掲げる者とする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれかに該当する者。

(資格要件)

第3条 競争入札に参加することができる者は、令和7年2月3日（以下「基準日」という。）時点で、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 滋賀県内に本社、本店または営業所（支店・支社および営業所等名称は問わない。）を有すること。
 - (2) 都道府県税および消費税に未納がない者であること。
 - (3) 保険業法（平成7年法律第105号）に基づき損害保険業の免許を受けている者（以下「保険事業者」と言う。）または損害保険代理店の登録がされている者（以下「代理店」という。）であること。
 - (4) 基準日直前2年の各営業年度における保険金等の支払能力の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）が200%を超えていること。
 - (5) 滋賀県内に事故対応拠点（サービスセンター、損害調査拠点等を言う）を1カ所以上有していること。
- 2 前項第3号に規定する代理店が複数の保険事業者と代理店委託契約を締結している場合、前項第4号および第5号に掲げる要件については、競争入札の対象となる保険事業者が満たせば足りるものとする。

(資格審査の申請)

第4条 前条の資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、滋賀県公用車等の損害保険加入契約に係る競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 営業概要表（様式第2号）
- (2) 登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）またはその写し（ただし法人に限る。）
- (3) 都道府県税に未納がないことを証する納税証明書（県内に本社、本店を有する者および県外に本社、本店を有し県内の営業所等に県との取引上の一切の権限を委任する

者にあつては知事が交付する納税証明書、前記以外のものにあつては本社、本店所在地の都道府県知事が交付する納税証明書。発行後 1 か月以内のものに限る。) もしくはその写しまたはそれに代わるものとして知事が認める納税証明書 (発行後 1 か月以内のものに限る。) もしくはその写し

- (4) 消費税に未納がないことを証する納税証明書 (本社、本店所在地の税務署で交付する納税証明書。発行後 1 か月以内のものに限る。)
 - (5) 県外に本社、本店がある者にあつては、県内営業所等の所在地の市町民税納税証明書 (基準日の直前期決算に係るもの) またはその写し
 - (6) 法人にあつては財務諸表 (貸借対照表、損益計算書) の写し、個人にあつては確定申告書 (個人番号の記載がないもの) の写し
 - (7) 県内営業所等の長に県との取引上の一切の権限を委任する場合は、その委任状 (様式第 3 号)
 - (8) 損害保険業の免許を受けている者にあつては免許を受けていることを証する書類の写し、損害保険代理店の登録がなされている者にあつては登録を受けていることを証する書類の写し
 - (9) 保険金等の支払い能力の状況 (ソルベンシー・マージン比率) を証する書類
 - (10) 滋賀県内の事故対応拠点 (サービスセンター、損害調査拠点等を言う) の所在地および名称がわかる書類
 - (11) 示談交渉における体制の概要説明書
 - (12) その他知事が必要と認める書類
- 2 損害保険代理店が複数の保険事業者と代理店委託契約を締結している場合、前項第 9 号から第 11 号までの書類については、競争入札の対象となる保険事業者にかかる書類のみを提出するものとする。
- 3 第 1 項に定める申請書は、令和 7 年 2 月 3 日から同年 2 月 21 日までの間に提出するものとする。ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合はこの限りでない。

(資格審査の結果通知等)

第 5 条 知事は、資格審査の結果を競争入札参加資格審査結果通知書 (様式第 4 号) により申請者に通知するものとする。

(有資格者の登録および有効期間)

- 第 6 条 知事は、前条の資格審査の結果に基づき競争入札に参加する資格 (以下「競争入札参加資格」という。) を有すると決定した者 (以下「有資格者」という。) について、滋賀県公用車等の損害保険加入契約に係る競争入札参加資格者名簿 (様式第 5 号。以下「資格者名簿」という。) に登録するものとする。
- 2 前項の登録の有効期間は、資格を有すると認めた日から令和 8 年 4 月 1 日までとする。

(資格の取消し)

- 第 7 条 知事は、有資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該有資格者の競争入札参加資格を取り消すものとする。
- (1) 第 2 条に該当するに至ったとき。

- (2) 虚偽の申請をしたとき。
 - (3) 営業を廃止したとき。
 - (4) 有資格者が競争入札参加資格の登録の抹消を申し出たとき。
 - (5) その他知事が必要と認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき競争入札参加資格を取り消したときは、資格者名簿から登録を抹消するとともに、その旨を競争入札参加資格取消通知書（様式第6号。以下「取消通知書」という。）により当該資格を取り消された者に通知するものとする。

（変更の届出）

第8条 有資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに競争入札参加資格申請内容変更届（様式第7号）を知事に提出するものとする。この場合において、第2号から第6号までに掲げる場合にあっては当該事実を証する書類を、第7号に掲げる場合にあっては使用印鑑変更届（様式第8号）を添付しなければならない。

- (1) 営業を休止し、または廃止したとき。
- (2) 経営規模を著しく変更したとき。
- (3) 商号または名称を変更したとき。
- (4) 本店または営業所等の所在地または電話番号等を変更したとき。
- (5) 有資格者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき。
- (6) 代理人を変更したとき。
- (7) 使用印鑑を変更したとき。

（変更に係る審査等）

第9条 知事は、前条の届出があったときは速やかに当該届出事項を審査し、有資格者の登録内容を変更する必要があると認めたときは、資格者名簿の登録事項を変更するものとする。

（資格の承継）

第10条 有資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で次の各号に掲げるものは、その承継する営業に係る競争入札参加資格を承継することができる。

- (1) 法人が合併または分割をした場合における合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により営業を承継した法人
- (2) その他前号に掲げるものに類すると認められる者

- 2 前項の規定に基づき競争入札参加資格を承継しようとする者は、競争入札参加資格承継申請書（様式第9号）に前項各号のいずれかに該当することを証する書類および第4条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。
- 3 前条の規定は、前項の競争入札参加資格承継申請書が提出された場合について準用する。
- 4 知事は、前項において準用する前条の規定による審査の結果を競争入札参加資格承継審査結果通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(参加の停止)

第11条 知事は、競争入札に参加しようとする者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について、その事実があった後2年を超えない範囲内で期間を定めて競争入札に参加させないことができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 知事は、前項の場合において当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(申請書類に使用する言語)

第12条 申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

(署名)

第13条 申請書類に記名し、押印する必要がある場合においては、外国人にあっては、署名をもってこれに代えることができるものとする。

付 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。